

松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(標識の設置届)	(標識の設置届)
第6条 条例第5条第3項の規定による届出は、事業計画公開板設置届（第2号様式）正本1部及び副本1部によるものとする。 2 市長は、事業計画公開板設置届を受理したときは、その旨を当該事業計画公開板設置届を提出した建築主等に通知するものとする。 3 前項の規定による通知は、当該事業計画公開板設置届を受理した旨を記載した事業計画公開板設置届の副本により行うものとする。	第6条 条例第5条第3項の規定による届出は、中高層建築物等計画公開板設置届（第2号様式）正本1部及び副本1部によるものとする。 2 市長は、中高層建築物等計画公開板設置届を受理したときは、その旨を当該中高層建築物等計画公開板設置届を提出した建築主等に通知するものとする。 3 前項の規定による通知は、当該中高層建築物等計画公開板設置届を受理した旨を記載した中高層建築物等計画公開板設置届の副本により行うものとする。
第7条 （略）	第7条 （略）